

～ 転居される方へ～

転居に伴う手続きは、下記を参考にしてお済ませください。

対象となる方	これからの手続き	問い合わせ先
印鑑登録をされている方	特にありません。	市民課 東館1階 443-2050
住民基本台帳カード(顔写真付)・マイナンバーカード・在留カード等をお持ちの方	カードの住所変更手続きを行いますので、申し出ください。	
公的個人認証サービス(電子証明書)を受けている方	転居届により電子証明書は自動的に失効します。改めて電子証明書を必要とされる場合は、申し出ください。	
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険被保険者証の書き換えが必要となります。 ⑭番～⑯番窓口へおこしください。	保険年金課 西館1階 443-2065
国民健康保険加入世帯の世帯主となっていた方または新たに世帯主として加入される方		
後期高齢者医療制度に加入されている方	後期高齢者医療被保険者証の書き換えが必要となります。 ⑰～⑱番窓口におこしください。	保険年金課 西館1階 443-2063
国民年金に加入されている方	特にありません。	保険年金課 西館1階 443-2067
国民年金・厚生年金を受給されている方	⑲番窓口へおこしください。	
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証をお持ちになり、3階介護保険課へおこしください。	介護保険課 東館3階 443-2043
身体障害者手帳をお持ちの方	手帳をお持ちになり、⑳番窓口へおこしください。	障害福祉課 東館1階 443-2056
療育手帳をお持ちの方	手帳とマイナンバーカードをお持ちになり、⑳番窓口へおこしください。	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	保健所保健予防課にお問い合わせください。	保健所保健予防課 428-1152
自立支援医療受給者証(精神通院・育成医療)をお持ちの方		
重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金助成該当者証をお持ちの方	資格証又は該当者証をお持ちになり、⑳番窓口へおこしください。	障害福祉課 東館1階 443-2102
自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちの方	受給者証をお持ちになり、⑳番窓口へおこしください。	
児童手当を受けている方	お子さんとの別居・同居の状況に変更がある場合は、3階こども福祉課へおこしください。	こども福祉課 西館3階 443-2249 443-2055
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・特別児童扶養手当の受給資格のある方	3階こども福祉課へおこしください。なお、受給中の方は、証書または受給資格証をお持ちください。	
こども医療費受給資格証をお持ちの方	特にありません。	
妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	受給資格証をお持ちになり、3階こども福祉課へおこしください。	こども保育課 西館3階 443-2165
お子さんが保育所・認定こども園に入所されている方	施設へ住所変更した旨をお知らせください。	
お子さんが市立幼稚園に在園中の方	園へ住所変更した旨をお知らせください。	
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	転居前の在籍校で発行された在学証明書・教科書給与証明書と、市民課で発行する就学指定書を新しい学校へ提出してください。 (外国籍の方は学校教育課で就学指定書を発行しますので学校教育課へおこしください。)	学校教育課 ToyamaSakuraビル 7階 443-2134
お子さんの就学指定校の変更を希望する方	市民課で発行する就学指定書をお持ちになり、学校教育課へおこしください。(「就学指定校変更許可基準」に該当すると認められる場合に限り変更できます。)	
上下水道を使用される方	上下水道局に使用開始の連絡をしてください。	上下水道局 432-8587